

令和4年度 第8回 新道区地域協議会

次 第

日時：令和4年11月29日(火) 午後6時から

会場：新道地区公民館 多目的ホール

延べ1時間25分

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 報告事項 【35分】

① 上越観光物産センターの方向性について

② (仮称)富岡・戸野目川河畔林自然環境保全地域の指定について

③ 新市建設計画の変更について

(2) 自主的審議事項 【45分】

- ()
- 地域住民の交流の促進について
 - 河川敷の活用による地域活性化について

1) 分科会 (30分)

2) 本日の審議結果について (15分)

(3) その他

3 そ の 他

(1) 次回開催日の確認等 【3分】

- 日時： 月 日 () 午後6時から
- 開場：新道地区公民館 多目的ホール
- 内容：自主的審議など

(2) その他

4 閉 会

新道区の
アイコトバ

- ◎ 発言は、簡潔に話そう！
- ◎ 発言しやすい雰囲気をつくろう！
- ◎ 個人の意見を平等に扱おう！

上越観光物産センターの方向性について

1 方向性

令和4年度末で施設を休止することとし、今後の利活用について、民間事業者等による利活用も踏まえ検討する。

2 方向性判断の理由

(1) 施設機能の低下

ふるさとコーナー（特産品物販）を担う(有)上越商業サービス公社が、令和5年1月以降3月末までに民間施設に移転予定であり、施設の機能がコンベンションを含む貸館のみとなる。

(2) 利用実態から他施設で代替可能

- ・ 利用者数は、平成26年度に127,648人であったが、コロナ禍前の令和元年度には79,318人となり、5年間で48,330人の減少となっている。また、令和3年度には36,296人となっており、コロナ禍前から半減している。
- ・ コロナ禍前の令和元年度の施設利用率は3割程度であり、利用者属性は、民間事業者による利用が7割（県外3割、県内4割、市内3割）、市及び減免団体による利用が3割となっている。
- ・ 利用目的は、民間事業者による利用のうち7割は展示販売会、研修会及びその他がそれぞれ1割超、市及び減免団体による利用のうち9割超が市及び市委託事業による利用（物産展、おもてなし武将隊活動、観光ボランティア研修会等）である。
- ・ 貸館機能は近隣施設で代替が可能であり、大規模なコンベンションは施設規模的に開催不可能である。

【令和元年度実績】 ※利用率は、利用時間を開館日数×8h(9:00～17:00)で除して算出

区 分	大ホール (592 m ²)			中ホール (157 m ²)			会議室 (111 m ²)			
	日数	時間	利用率	日数	時間	利用率	日数	時間	利用率	
民間	展示販売会	20	186	7.3%	55	615	24.3%	46	448	17.7%
	研修会	—	—	—	1	10	0.4%	29	219	8.6%
	その他	5	31	1.2%	7	66	2.6%	18	130	5.1%
	計	25	217	8.5%	63	691	27.3%	93	797	31.4%
市・市委託事業	73	430	17.1%	14	116	4.6%	19	127	5.0%	
減免団体	1	4	0.2%	3	14	0.5%	10	36	1.4%	
合 計	99	651	25.8%	80	821	32.4%	122	960	37.8%	

【令和3年度実績】 ※利用率は、利用時間を開館日数×8h(9:00～17:00)で除して算出

区 分	大ホール (592 m ²)			中ホール (157 m ²)			会議室 (111 m ²)			
	日数	時間	利用率	日数	時間	利用率	日数	時間	利用率	
民間	展示販売会	15	156	6.1%	40	500	19.7%	15	150	5.9%
	研修会	1	3	0.1%	—	—	—	20	124	4.9%
	その他	2	16	0.6%	7	75	2.9%	25	207	8.1%
	計	18	175	6.8%	47	575	22.6%	60	481	18.9%
市・市委託事業	65	477	18.7%	17	205	8.0%	30	257	10.1%	
減免団体	4	33	1.3%	4	35	1.4%	13	51	2.0%	
合 計	87	685	26.8%	68	815	32.0%	103	789	31.0%	

(3) 存続に係る多額の費用負担

消防法に基づく非常用発電機の更新（令和4年第4回9月上越市議会定例会で補正予算21,014千円）のほか、施設の老朽化に伴う修繕工事に今後数年で約1億6百万円を見込んでおり、存続には多額の費用が必要となる。

※ 修繕工事の内訳：エレベーター入替修繕、冷温水設備入替工事、屋上トップライト修繕工事、屋上防水修繕工事、外装タイル修繕工事

(4) 関係者の意向確認の結果

- ・ 上越観光コンベンション協会の事務室があり、同協会から直江津屋台会館等への移転が可能と回答を得ている。（移転時期は観桜会の会期を踏まえ検討）
- ・ 上越菊まつり実行委員会が主催する上越菊まつり、上越市観光交流推進課が主催する姉妹都市と上越市の観光と物産展は、他施設での代替が可能と回答を得ている。
- ・ その他、貸館の利用者には、近隣の代替施設を紹介する予定である。

3 利活用の検討

- ・ 市内部の公有財産活用等調整会議を活用し、市による利活用や民間事業者による利活用を検討し、早期に利活用の方向性を決定する。
- ・ 必要に応じ、サウンディング型市場調査を実施する。

4 施設の概要

名称	上越観光物産センター			
所在地	新潟県上越市大字藤野新田 175 番地 1			
設置目的	地域の物産を広く紹介し、その販路拡大による地域経済の活性化と観光の振興を図るため、観光物産センターを設置する。			
建物概要	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 2階建て		
	延床面積	2,463.59 m ²		
	建築時期	平成3年建築		
土地概要	面積	6,098.68 m ² （市所有）		
	駐車場	70台（普通車）、5台（大型バス）		
土地計画制限	区域区分	市街化区域		
	用途地域	第一種住居地域		
	防火・準防火	指定なし		
管理形態	方法	直営（上越観光コンベンション協会へ業務委託）		
	管理条例	上越観光物産センター条例		
	施設除雪	あり		
機能	貸館（大・中ホール、会議室、ギャラリー）、物産販売、事務所			
収支実績	市収支（税込）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	収入	5,097千円	2,779千円	4,195千円
	支出	19,375千円	24,481千円	22,660千円
	差引	△14,278千円	△21,702千円	△18,465千円
年間利用者数	79,318人	23,174人	36,296人	
貸館利用回数	301回	189回	258回	

(仮称) 富岡・戸野目川河畔林自然環境保全地域の指定について

1 指定の目的と経過

- ・市は、絶滅のおそれのある野生動植物とそれらが分布する主要な地域を重要な地域として選定し、「上越市レッドデータブック」としてとりまとめ、平成23年度に発行しました。
- ・自然環境保全地域は、これらの重要な地域の中から、希少な野生動植物が生息生育しているなど良好な自然環境が残されている地域を健全な状態で保全し、将来の世代に継承することを目的に指定しています。
- ・令和3年度までに、下記の7か所を指定しています。

【これまでの指定地域】

凡例：○…該当、△…要素を含む

No.	保全地域名	地域	指定時期	面積 (ha)	自然の特徴						
					海	林	里山	水源	川	池沼	
1	柿崎海岸 自然環境保全地域	柿崎区	H22.3	8	○						
2	二貫寺の森 自然環境保全地域	諏訪区、保倉区	H23.3	28			○		△		
3	くわどり市民の森 自然環境保全地域	谷浜・桑取区	H26.3	22		○		○	△		
4	五智公園 自然環境保全地域	直江津区	H26.3	132			○				
5	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森 自然環境保全地域	板倉区	H28.3	17		○		○			
6	よしだの谷内 自然環境保全地域	三和区	H30.3	6							○
7	頸北の池沼群 自然環境保全地域	柿崎区、大潟区、吉川区	R3.3	133							○
8	(仮称) 富岡・戸野目川河畔林 自然環境保全地域	新道区	(R5.3)	1		○			△		

2 指定候補地の選定

- ・次の指定地として、上越市少年野球場東側の戸野目川河畔林の指定を計画しています。

3 指定候補地の選定理由<図1>

- ・田園地帯の樹林等の緑地として、新道区富岡から大日にかかる少年野球場周辺の樹林には、チョウジソウやマイヅルテンナンショウなど、市内ではここにしかない希少種が生育しています。
- ・しかし、笹竹の繁茂や藪の密生など植生の変化により、特にチョウジソウ、マイヅルテンナンショウは生育数がわずかとなり、生育状態も衰退している状況であり、早急に保全する必要があります。

【生育する希少な植物】<写真1><写真2>

チョウジソウ、マイヅルテンナンショウ、ノウルシ、エゾウコギ、ヒメザゼンソウ

4 指定範囲の考え方

- ・希少な野生植物の生育域となっている林地を基本とします。
- ・上越市少年野球場南側のハンノキの林は特に希少な野生植物の生育域となっていないことから、指定の範囲から除きます。

5 指定により期待される効果

(1) 開発行為等の抑制

- ・指定区域内における「建築物の新築、改築、増築」「林野の伐採」などの行為は規制（許可申請が必要）されます。但し、日常的な管理行為等（維持管理上の木竹の伐採等）、指定区域の自然環境に有意な行為（ごみ拾い、陸地化の進行抑制のための作業等）は、規制の対象外となります。

(2) 市民等の認識向上

- ・市広報紙やホームページへの掲載、周知看板の設置、環境講座の実施等により、より多くの市民等から豊かな自然環境の存在を知っていただくとともに、一層の環境保全意識の醸成を図ることができます。

※周知については、盗掘を助長しないよう配慮します。

- ・市自然環境調査・監視員が巡回（不定期）し、異常の有無の確認等を行います。

(3) 保全活動の支援と推進

- ・指定区域内において地域団体が行う保全活動を認定し、市民等に広く周知します。
- ・地域団体が行う保全活動に対し、有識者による助言などの支援を行います。

6 今後のスケジュール

- 令和4年11月～
- ・地元町内会（地権者）、関係機関等への説明
 - ・市自然環境保全推進委員会への説明
 - ・地域協議会への説明
 - ・指定案の縦覧
 - ・指定決定（告示）

<図1> 【指定範囲（案）】



<写真1> 【チョウジソウ】



<写真2> 【マイヅルテンナンショウ】



上企第 37637-2 号
令和 4 年 11 月 10 日

新道区地域協議会
会長 船崎 聡 様

上越市長 中川 幹 太
(企画政策部企画政策課)



新市建設計画の変更について（通知）

令和 4 年 8 月 30 日付けで答申のあった諮問第 16 号新市建設計画の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

新市建設計画の変更について、計画を変更する手続きを進めることとします。
今後、パブリックコメント、県との法定の協議を経て、令和 5 年上越市議会 3 月定例会に議案を提出する予定です。



(仮称)新道地区地域活性プロジェクト委員会の概要 (検討案)

<目的> **変更**

○本会は、新道地区の住民を対象とした各種事業の実施により、地域が丸となって課題解決に取り組むまちをつくることを目的とする。

<事業> **変更**

○本会は、役員会で決した事業を実施する。(ただし、政治活動または宗教活動を目的とする事業を除く。)

<それぞれの役割>

○構成団体

- ・実施したい取組を提案する。
- ・役員会の依頼に基づき、各種活動に取り組む。

○役員会

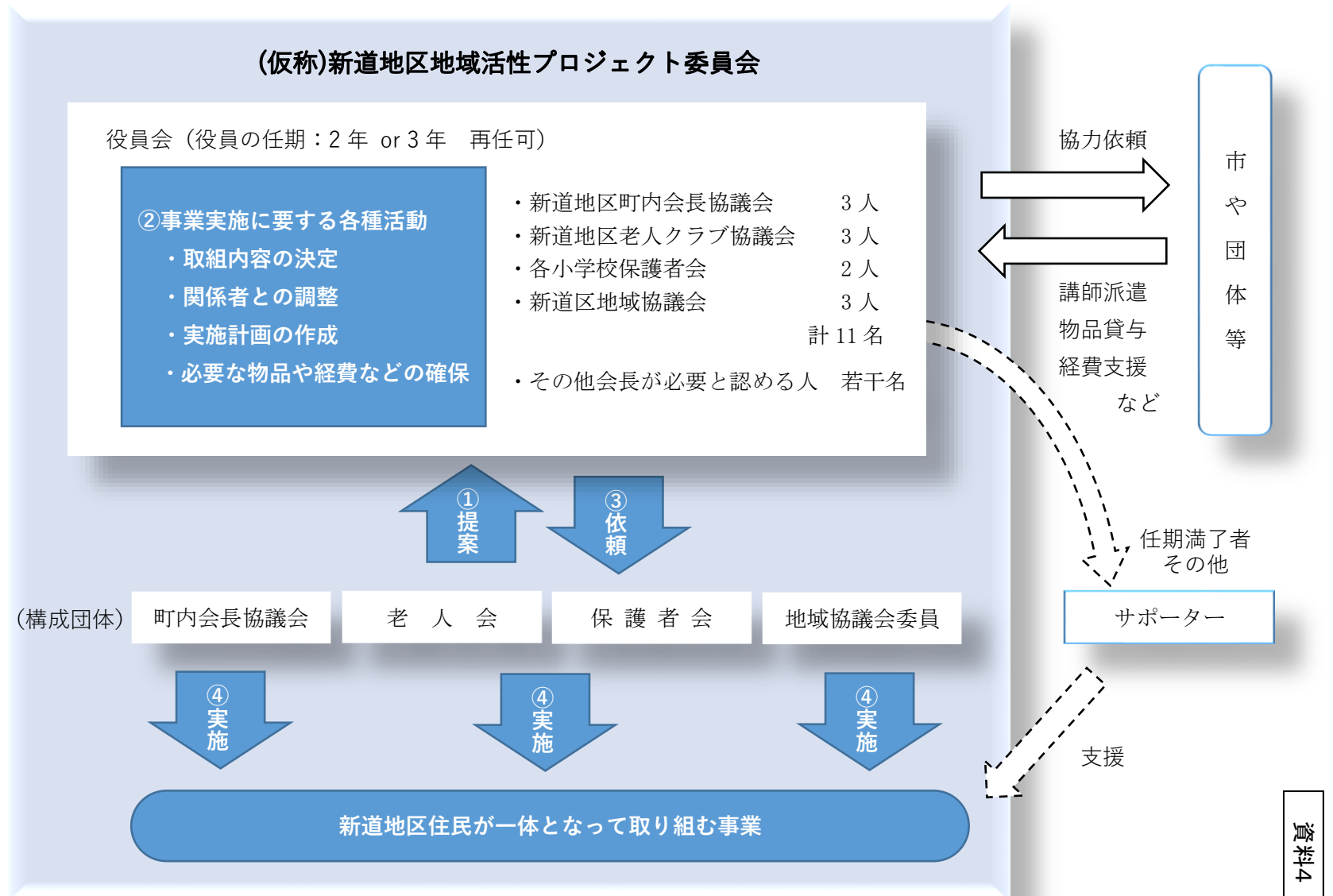
- ・構成団体の提案をもとに取組内容を決定する。
- ・実施に必要な事項を決め、実施計画を作成する。
- ・他の団体との調整を行う。

○役員

- ・構成団体を代表する。
- ・プロジェクト委員会と団体の間の意思疎通を担う。

○サポーター

- ・役員の任期満了者等で構成する。
- ・事業の実施に当たり構成団体の支援を行う。



(修正案)

(仮称) 新道地区地域活性プロジェクト委員会規約

(名称)

第1条 本会は新道地区地域活性プロジェクト委員会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、新道地区の住民を対象とした各種事業の実施により、新道地区全体の子どもから大人まで幅広い住民の一体感を醸成し、地域が一丸となって課題解決に取り組むまちづくりに寄与するをつくることを目的とする。

(事業)

第3条 ~~本会は、新道地区の住民の交流促進に資する事業を実施する。~~
本会は、前条の目的を達成するため、別に定める役員会で決した事業を実施する。

(禁止事項)

第4条 本会は、政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行うことはできない。

(役員を選出)

第5条 本会の事業を実施するため、次に記載する各種団体は、本会の役員として規定の人数の適任者を選出する。
なお、役員任期は3年間とし、再任を妨げない。

- | | | |
|----------------|-----|------|
| ・新道地区町内会長協議会 | 3人 | |
| ・新道地区老人クラブ協議会 | 3人 | |
| ・各小学校保護者会 | 2人 | |
| ・新道区地域協議会 | 3人 | 計11名 |
| ・その他会長が必要と認める人 | 若干名 | |

(役員の責務)

第6条 役員として選出された者は本会の運営に携わり、本会の事業実施に要する各種の活動に分担して取り組む。

(会長の選任)

第7条 本会を代表するため、会長1名を置く。会長は役員相互選により選任する。

(副会長の指名)

第8条 会長を補佐するため、副会長2名以内を置く。副会長は役員の中から会長が指名する。

(会議)

第9条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長になる。会議の議事は出席した役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(顧問の設置)

第10条 本会の運営及び事業実施について意見を聞くため、必要に応じて顧問を置く。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

附則1 本会の事務局を会長宅に置く。

附則2 その他、必要事項はその都度、会議で決定する。

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

検討案

第1回（仮称）新道地区地域活性プロジェクト委員会準備会
次 第

日時：令和 年 月 日（ ）

午後時 30 分から

会場：新道地区公民館 2 階

多目的ホール

延べ 1 時間 30 分

1 開 会

(1) あいさつ

- ・ 新道区地域協議会会長 船崎 聡 【2分】
- ・ 新道地区町内会長協議会 ○○ ○○ 【2分】

(2) 出席者紹介（事務局）

- [事務局] 職・氏名を読み上げる。

2 議 題

(進行：)

(1) 説明

- 準備会の進め方について 【15分】
- [事務局] 説明：準備会の役割、スケジュール
- [全 員] 質疑応答（主に事務局が回答）

(2) 議題

【55分】

① 規約について

- [事務局] 規約（修正案）について説明。
- [全 員] 協議 → 可能であれば決定

② 実施事業について

- [全 員] (例) グラウンドゴルフ、ボッチャの道具に触れ、簡易的に体験してみる。

③ スケジュールについて

- [事務局] スケジュール（案）について説明。
- [全 員] 協議 → 可能であればスケジュール決定

(3) その他

【15分】

- [事務局] 規約とスケジュールがまとまれば ⇒ スケジュールに沿って開催
まとまらなければ ⇒ 第2回準備会（2月頃）

3 閉 会

(1) あいさつ

- ・ 新道区地域協議会 ○○ ○○ 【1分】